

○国土交通省告示第 号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第八十二条の二第二号の規定に基づき、進入管制区のうち航空機の速度を制限する空域を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線で付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。



改正後	<p>、 航空法第八十二条の二第二号の国土交通大臣が告示で指定する空域は、 進入管制区のうち高度三千五百メートル未満の空域とする。</p>
改正前	<p>航空法第八十二条の二第二号の運輸大臣が告示で指定する空域は、 進入管制区のうち高度三千メートル以下の空域とする。</p>

附 則

この告示は、令和五年九月七日から施行する。